### 労務・人事担当に不可欠な法令・手法を4日で学ぶ

# 労働実務専門講座

就業管理コース

主催 愛知県下各労働基準協会

愛知県下の労働基準監督署が毎年行う臨検(立ち入り調査)等による監督指導では、対象事業場の63.8%に労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令の違反が認められます。

このような法令違反の大半は、企業の管理者・担当者の知識と認識の不足によるもので、企業を悩ます重篤な労働トラブルの原因ともなります。

こうしたトラブルを防ぎ、円滑な労務管理をするために企業の担当者に求められる労働についての知識は幅広く、通常の業務の中で習得することは困難です。

そこで、当協会では愛知県下各労働基準協会と共催で、労務人事担当者の養成の場として、労働実務専門講座(就業管理コース)を開催いたしております。

ため、ぜひともご受講いただきますようご案内いたします。

円滑な労務管理を実施し、さらなる企業繁栄に結びつける



数ある労働法令を知るプロの育成が可能です。

〈会場〉 一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1

### 労働実務専門講座(就業管理コース)

TII Mr A	<b>- 40</b>							
研修名	日程	時間	内容	講師	会員	非会員		
第1回 労働時間管理研修 (A41)	令和7年 9月24日	9:30~16:30 6時間	関係法令、各種労働時 間制度の概要、就業管理 上の留意点、効率労働に むけての制度改善	間制度の概要、就業管理 副会長・専務理事 上の留意点、効率労働に 特定社会保険労務士				
第2回 賃金管理研修 (A42)	令和7年 10月 8日	9:30~16:30 6時間	関係法令、各種賃金・ 退職金制度の概要、就業 管理上の留意点、今後の 制度改善	西原経営事務所 所長 中小企業診断士・ 特定社会保険労務士 西 原 義 人 氏	1 0 , 0 0	1 2 , 2 2 0		
第3回 雇用関係法研修 (A43)	令和7年	9:30~12:30 3時間	労働者派遣法、職業安 定法、高齢者雇用安定法、 障害者雇用促進法等の概 要と就業管理上の留意点	朋労務コンサルタントオフィス	5 1 0 0 間 日 日 日 日 日 日 日 日 日	6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
第4回 雇用均等関係法研修 (A44)	10月22日	13:30~ 16:30 3時間	男女雇用機会均等法、 育児介護休業法、パート 有期雇用労働法等の概要 と就業管理上の留意点	所長 (一社)名北労働基準協会 労働相談室長 社会保険労務士	5 0 3 , , 6 0 0 , 0 0 7 0 0 0	6 2 4 , , 4 1 2 , 1 2 5 0 0 0		
第5回 労働関係法研修 (A45)		9:30~12:30 3時間	労働契約法、個別労働 関係紛争解決促進法、労 働組合法等の概要と就業 管理上の留意点	藤原朋子氏	5 , 0 1 0 日 0 間	6 , 1 1 1 日 0 間		
第6回 労使紛争防止研修 (A46)	令和7年 11月 5日	13:30~ 16:30 3時間	労働トラブルの現状と 防止のための就業管理と 良好な労働関係の構築等	宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮 澤 俊 夫 氏	5 1 , 0 , 0 0 0 0 0	1 6 2 , , , 1 2 1 2 0 0		

※全日程4日間の75%以上の受講修了者に「**労働実務専門講座卒業証」**を、また各研修1日間 受講修了者に**「労働実務専門講座研修修了証」**を交付いたします。

※DVD受講も可能ですので、お問合せください。

### ●会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



【会場アクセス】 「名 鉄」 清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分 「バ ス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分 「お 車」名古屋高速 黒川出口より5分



会場には受講者専用駐車場がありません。 車にてお越しの場合は近隣の有料駐車場を 十分時間をみていただいた上各自の責任・ 負担でご利用ください。



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、 年間約1万人受講される会場です。

当講座のお申込はこち らからでも可能です→ (名北協会ホームページ)



	申 込 要 領 下記の申込書を各労働基準協会へFAX又は名北協会QRコードよりお申込ください。 お申込み完了後、受講										い。 お申込み完了後、受講票と				
		٣	Ł	2 3	女	限			請求書を台	わせてお送りいたします。開催日の14日前	下記銀行口座へお振込みください。				
			名	;	称					所 在 地	電話番号	FAX番号	対 象 地 区		
	(	- 社	)名	北党	動	基差	隼 協	会	〒462-8575	名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市		
	_	社)	名古	屋南	剪労	働基	準協	法	〒455-0014	名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区		
	名	古	屋東	労	働	基準	協	孙	〒456-0022	名古屋市熱田区横田1-11-6 フジ神宮ビル8F	(052)890-4466	(052)890-4477	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/ 豊明/日進市/愛知郡東郷町		
	名	古	屋西	労	働	基準	協	숲	〒450-0003	名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6F	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡		
	蝍	橋	労	働	基	準	協	会	〒440-0874	豊橋市東松山町19 2F	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡		
申	闿	崎	労	働	基	準	協	씱	〒444-0831	岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡		
込	-	宮	労	働	基	準	協	圿	〒491-0044	一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1F	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市		
_	_	- 社	) 半	田労	動	基差	隼 協	会	〒475-0902	半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡		
先	(	- 社	[ <b> </b>   (	谷芽	動	基差	隼 協	小	〒448-0853	刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5F	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市		
	瞤	田	労	働	基	準	協	欱	〒471-0826	豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館GF	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市		
	瀬	戸	労	働	基	準	協	圿	〒489-0805	瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市		
	津	島	労	働	基	準	協	坋	〒496-0044	津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡		
	江	南	労	働	基	準	協	坋	〒483-8164	江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡		
	西	尾	労	働	基	準	協	숲	〒445-0062	西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4F4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市		
	振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。										 すが、振込手数料はご負担願います。				

講習会等申込書(コピー可) **労働実務専門講座(就業管理コース)** 申込日 令和 年 月 日 申込協会 労働基準協会 会員番号

			<u> </u>		,								
ı	申込協	会				労働基準協会	会員番号		名北労のみご	・働基準協会員 記入ください。			
1	事業場	名					T E L F A X E-mail	{ }	=				
	所 在:	地	₹				事業内容		労働者数	名			
受講者名	区分ご記入		氏	2	4	所属部署・職名		受講区分	講区分 ご案内送付先				
			生年月日	年	月日		□10月22日(□全	9月24日 □10月 8日 È目 □AMのみ □PMのみ) È目 □AMのみ □PMのみ)	受講者・担 (部署名	当者 ○をつけて ください 様			
								9月24日 □10月 8日 全日 □AMのみ □PMのみ)	会費支払時期				
			生年日日	在 E				E目 □AMのみ □PMのみ)	令和 年	月 目			

### 労働法令の基礎を体系的に学ぶ1日研修です

内



















※労働実務基礎講習を受講し、令和6年度版「労務管理の早わかり」を お持ちの方は、会費より2,000円差し引かせていただきます。

## 現場管理者・労務担当者が労働法令を知らないと 労 働 ト ラ ブ ル が発生します

現場管理者・労務担当者に、労働法令の知識がなく発生する労働トラブルが増加しており ます。労働トラブルを防ぎ、企業を伸ばす労務管理の実施には、労働者の管理に携わる多く の方が、労働基準法、労働安全衛生法、労働保険等の知識を習得することが不可欠です。

そこで愛知県下各労働基準協会では、「働き方改革関連法」を含む労働法令の基礎を、体 系的に学ぶ初級編「労働実務総合研修」を開催しております。

労務管理のさらなる向上のため、ぜひともご参加いただきますようご案内申し上げます。

### 知県下各労働基準協会

名北·名古屋南·名古屋東·名古屋西·豊橋·岡崎·一宮·半田·刈谷·豊田·瀬戸·津島·江南·西尾 労働基準協会

## 現場管理者・労務担当者が労働法令を知らないと 労 働 トラブル が発生します

### 労働法令の知識がなく発生する労働トラブルが増加してます

令和5年の愛知労働局の監督指導では63.8%の事業場に、労働基 準法、労働安全衛生法等の違反が認められております。

この割合は労働基準関係法のみのもので、労働者派遣法、育児介護 休業法、パートタイム・有期雇用労働法等の100近くの全ての労働法に 拡大すると、何らかの違反が存在する企業はさらに高率となります。

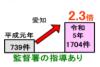
法違反は、賃金不払残業、長時間労働による健康障害、労働災害等 を発生させ、解雇、雇止め、パワハラ、セクハラ等をめぐる深刻な労使紛 争に繋がり、企業の経費・信用と関係者の膨大な時間を奪います。

このような労働トラブル発生の原因の大半は、部下を直接管理する現 場管理者と労働の舵取りをする労務・安全衛生担当者の、労働法令の 知識不足、トラブル防止の認識不足、判断誤りによるものです。

#### 愛知労働局令和5年定期監督結果

#### 主な違反状況(実施事業場6,941件のうち63.8%に違反あり) 2.安全基準 3.割増賃金 4.年次有給休暇5.労働条件明示 12.7% 21.9% 15.1%

労働者監督署申告 賃金不払いが最多



214件 賠償2億円弱の裁判も 労働審判新規受付件数

過労死を含む

脳心臓疾患労災認定 精神障害労災認定 過労自殺を含む 2件 賠償1.7億円の裁判も

あっせん申請件数 労働局紛争調整委員会



令和 4年 3208件 1163件

解雇・雇い止めが最多

地方裁判所

労働関係裁判件数 地方裁判所 高額賠償大半が過重労働

### 現場管理者・労務担当者の責任は重大です

労働基準法では法の履行者、責任者を「使用者」としており、①事業 主として法人企業と個人企業の事業主 ②経営担当者として法人役員 等 ③労務管理、業務命令の権限を有する者を使用者としております。

課長等の現場管理者も、時間外労働の命令・許可、有期契約労働者 の契約更新決定等の労務管理の権限を有すれば、その権限の範囲内 で③の使用者に該当し、違法行為を行った場合は処罰対象となります。 なお、両罰規定により現場管理者の違法行為は、違反防止措置を行 っていない等の場合、その罪は法人、役員等まで及びます。

また、労働安全衛生法では法の履行者、責任者を「事業者」としてお

### 法人・現場責任者を送検 平成31年1月

○○労働基準監督署は、時 間外・休日労働協定を超え て労働者に残業をさせたとし て、道路貨物運送業の〇〇

**㈱と同社現場責任者**を労働 基準法第32条(労働時間) 違反の容疑で○○地検に

書類送検した。

同社は平成29年3月、労働者 3人に対して1週40時間を超 える違法残業を行わせていた。



り、法人企業と個人企業の事業主がこれにあたります。しかし、実際の安全衛生業務は、事業者から権限委嘱を受けた安全管 理者等の安全衛生スタッフと、職長・作業主任者等の現場管理者が行っております。このような方々も違反を行えば処罰対象 となり、違反防止措置の実施の有無に関わらず、その罪は法人等にまで及びます。

### 労働トラブル防止の第一歩は労働法令の知識を体系的に学ぶことです

労働トラブル発生の原因を作り、法的責任を真っ先に問われる現場管理 者、労務担当者等には、その役割に応じた労働法令の知識が必要です。

しかし、現場管理者には本来の担当業務があり、「自らも労務・安全衛生 管理の責任を担っている」との認識を持つことは難しく、労務担当者等も恒 常業務の中で幅広い知識を習得することは容易ではありません。

そこで必要となるのが、労働法令の知識を体系的に学ぶ研修です。



労務管理の知識と認識を 持つことは容易ではありません

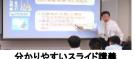
#### 労働法令の基礎を体系的に学ぶ1日研修が 「労働実務総合研修」

労働基準協会では、現場管理者と労務担当者の皆様が、労働法令の基 礎知識を体系的に学ぶ、初級編**「労働実務総合研修」**を開催しております。 パワーポイントスライドを使い、随所に労働クイズ、労働小話等を盛り込ん だ、分かりやすく、楽しく、部下の管理、労務管理のお役に立つ内容です。 労働トラブルを防ぎ、企業を伸ばす労務・安全衛生管理の実施のため、 ぜひとも該当の皆様にご受講いただきますようご案内いたします。



まず人命の大切さを再認識





分かりやすいスライド講義



午前・午後のリフレッシュ体操

### 日時·会場

労働小話でトラブルの怖さを理解 開催月日 時 間 定員 令和7年 8月27日(水) 10月 7日火 一般社団法人 名北労働基準協会 9時30分~ 12月10日(水) 3階「大会議室」 45名 16時30分 名古屋市北区清水1-13-1 令和8年 2月12日休

※講習修了者には「修了証」を交付いたします。

## (1) 労働トラブル発生時の企業責任と防止策

主な内容 ①労働トラブルの現状 ②労働トラブル発生時の責任

③労働トラブル発生防止策

講師 (4)に同じ



### (2) 労災・雇用保険法の実務のポイント

主な内容 ①社会保険制度の体系

②労災保険の給付内容と必要手続

③雇用保険の給付内容と必要手続 ④労働保険事務組合制度

講師 -般社団法人 名北労働基準協会 理事・事務局長・ホワイト企業推進本部長 RSTトレーナー・元労働保険事務組合課長 石田 和 彦

【講師プロフィール】 社会保険労務士受験対策講座 労災保険法講師。長年にわたり名北協会の労働保険事務組合業務に従事し、労災・雇用保険の実務に明るい労動保険のスペシャリスト。愛知県下各労働基準協会主催の説明会・セミナー・企業出張教育等の講演を数多く行う。分かりやすい説明とボディアクションを駆使した誰でも分かる説明に定評がある。



## (3) 労働安全衛生法の実務のポイント

主な内容 ①法の体系、特徴 ②取り組みの歴史、成果、課題 ③課題への対応 ④安全衛生管理体制 ⑤健康診断 ⑥安全配慮義務・法改正





**講師** 池戸労務安全管理事務所 所長 池 戸 宏宏光 氏

元 名古屋北労働基準監督署長•元 一般社団法人 名北労働基準協会 副会長

【講師プロフィール】愛知県下各労働基準協会開催労働実務専門講座 安全衛生研修講師。30有余年労働基準監督官を勤め労働基準監督署長等も歴任し、この間数々の労災事故と向き合う。安全衛生管理体制の指導に長年にわたり携わる労働安全衛生法のオーソリティ。名北協会退任後も、安全衛生教育講師と企業への顧問活動を行う。熱意あふれる解説で労働安全衛生法を伝える。

### (4) 労働基準法の実務のポイント

主な内容 ①労働基準法の特色 ②労働のルールブック ③採用と退職 ④法改正を含む労働時間の規制 ⑤年少者・妊産婦 ⑥今後の労務管理







【講師プロフィール】社会保険労務士受験対策講座主任講師、労働基準法担当。当地における労働基準法を中心とする労務管理のトップランナー。愛知県下各労働基準協会主催の講習・セミナー・企業出張研修等の年間100回の講演を行う売れっ子講師。巧みな話術とスライドにより、難しい労働基準法等を分かりやすく解説する。この講師から労務管理を学んだ受講生は延べ3万人を超える。

### 3. テキスト

「労務管理の早わかり」

労働関係法令の概要から、届出書類一覧表、記載例、届出用紙等を収録した、今後の労務管理の参考となるテキストです。

### 4. 参加対象

- ●支店長·工場長·部長·課長等の事業場責任者·現場管理者
- ●労務人事・安全衛生の新任担当者等
- ●企業経営者·新規開業者

### 5. 会 費

会員10,000円 非会員13,330円 資料代、昼食代、消費税を含む ※労働実務基礎講習を受講し、令和6年度版「労務管理の早わかり」を お持ちの方は、会費より2,000円差し引かせていただきます。





テキストと収録されている法改 正後の新しい時間外・休日労 働協定届(36協定)の記載例

#### 会場案内 一般社団法人名北労働基準協会







【会場アクセス】

鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分

ス| 市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分 車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車に てお越しの場合は近隣に格安有料駐車場が多数 あります。十分時間をみていただいたうえで、 各自の責任・負担でご利用ください。

当研修のお申込はこち らからでも可能です→ (名北協会ホームページ)



#### 企業内出張研修

企業への各種「出張研修」を実施しており、令和5年度は約200回実施し、約10,000名が受講 されておられます。自由な日程設定が可能で、企業実態に合わせたオリジナルテキストを使 用し、教育効果も高く、会場への交通費、移動時間も削減され、教育費用の削減が可能です。



※ 左記費用は法定安全衛生教 育は含まず、税を含みます。

申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りいたします。 開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込みください。 込 要 称 所 在 地 雷話番号 FAX番号 対 象 地 区 名 一社)名北労働基準協会 〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1 (052)961-1666 (052)962-1670 中/東/北/守山区/春日井市/小牧市 (一社)名古屋南労働基準協会 〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2 (052)651-1411 中川/港/南区 (052)651-9246 千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/ 名古屋東労働基準協会 〒456-0022 名古屋市熱田区横田1-11-6 フジ神宮ビル8F (052)890-4466 (052)890-4477 豊明/日進市/愛知郡東郷町 名古屋市中村区名駅南1-5-17 名古屋西労働基準協会 〒450-0003 中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡 (052)581-8086 (052)581-8089 ネットプラサ゛柳橋ビル6F 〒440-0874 豊橋市東松山町19 2F (0532)54-2131 豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡 橋 労 基 進 協 (0532)54-2130 曲 働 슾 畄 崎 基 進 協 会 〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8 (0564)52-3692 (0564)54-0739 岡崎市/額田郡 申 호 労 協 슾 〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1F (0586)48-5495 (0586)48-5496 宮/稲沢市 込 一 計 ) 半 田 労 働 基 準 協 会 〒475-0902 半田市宮路町151-32 (0569)21-4440 (0569)21-4441 半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡 先 一社) 刈谷労働基準協会 〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5F (0566)21-6337 (0566)21-6366 刈谷/碧南/安城/知立/高浜市 ⊞ 労 基 協 슺 〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館GF (0565)28-9411 (0565)24-3922 豊田/みよし市 戸 労 働 基 進 協 〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内 (0561)82-2575 (0561)59-3575 瀬戸/尾張旭/長久手市 瀬 슺 島 基 進 協 〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内 (0567)26-4603 (0567)28-7390 津島/愛西/弥富/あま市/海部郡 労 働 進 協 (0587)55-2341 (0587)55-6125 江南/犬山/岩倉市/丹羽郡 江 南 労 基 슺 〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1 〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4F4D (0563)56-0244 西 尾 労 働 淮 協 슺 (0563)56-0244 西尾市 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133

振込先(実施機関) (一社) 名北労働基準協会

会員番号※

般社団法人 名北労働基準協会

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

				<u> </u>	<u>込</u>	<u>書(コ</u>	<u>ピー</u>	可)		申込日	年	月	日
THIP!	¥場名					TEL FAX		(		)	_ _		
THIP!	¥ 業 内容				労	が働者数	ζ			名	出	張 研 修	103
	所在地	Ŧ									内容:		
<b>~</b> ''	記入不要 講習番号	記入不要 受講番号	氏 名	所属部署・職名			受講	日		令和6年度版 労務管理の早わかり	時期: 開始:	月 午前 • 午	∃頃 <del>□</del> 後
〕出席者						令和	年	月	日	□持っている □持っていない	時間:	時 分	)頃~ 間程
有						令和	年	月	日	□持っている □持っていない	参加:	名	程
	会費 支払日	月 (銀行振	日 頃 支払予定 込・現金書留・事務局窓口)	受講票送付先		受講者(部署		者		•		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	策 )

※会員番号 名北協会会員のみご記入ください。分からない場合は未記入でも結構です。 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた研修 の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。 07.8R